

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

平成29年12月6日（水曜日）午前9時57分開会

出席委員（8名）

委員 長 松 田 寛 人	副 委 員 長 齋 藤 寿 一
委 員 中 里 康 寛	委 員 星 野 健 二
委 員 櫻 田 貴 久	委 員 伊 藤 豊 美
委 員 眞 壁 俊 郎	委 員 相 馬 義 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

生活環境部長 山 田 隆	環境管理課長 五 十 嵐 岳 夫
生活課長 河 合 浩	生活課長補佐兼生活安全係長 増 淵 剛
消費生活係長 印 南 恵 子	消費生活センター所長 菊 地 淳 子
産業観光部長 藤 田 一 彦	農務畜産課長 久 留 生 利 美
農務畜産課長補佐 広 瀬 範 道	農業振興係長 磯 将 央
畜産振興係長 若 目 田 治 之	農業再生協議会事務局 小 仁 所 滋
堆肥センター所長 柳 崎 修 造	農林整備課長 吉 澤 克 博
農林整備課長補佐兼農村整備係長 村 木 和 夫	林務係長 伊 藤 好 美
地籍調査係長 人 見 栄 作	商工観光課長兼勤労青少年ホーム所長 八 木 沢 信 憲
商工観光課長補佐兼商工係長 後 藤 明 美	観光係長 金 子 春 美
観光振興センター所長 高 塩 浩 幸	雇用推進室長 君 島 一 宏
雇用推進室主査（係長級） 野 中 泰 生	雇用推進室主査（係長級） 上 野 純 宏

建設部長	稲見一美	都市計画課長	大木基
都市整備課長	佐藤正規	都市整備課長 補佐兼駅周辺 整備室長	浅賀保幸
都市整備係長	大野昭博	住宅係長	伊藤良司
建築係長	加藤正之	駅周辺整備室 副主幹	小野治夫
道路課長	秋元武志	道路課長補佐 兼建設係長	田中和広
管理係長	深澤孝志	維持係長	斉藤哲也
用地係長	広瀬美香子	河川係長	相馬和男
上下水道部長	中山雅彦	水道課長	黄木伸一
下水道課長	室井正幸	下水道課長 補佐兼 普及係長	藤川正勝
管理係長	和氣広美	下水道建設 係長	武藤泰治
施設係長	清水智尚		

出席議会事務局職員

書記室 井良文

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長挨拶

〔生活課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

- ・議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

〔農林整備課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 89 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔商工観光課〕

- ・議案第 94 号 那須塩原市まちなか交流センター条例の制定について
- ・議案第 104 号 財産の取得について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 89 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市整備課〕

- ・議案第 102 号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 89 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔道路課〕

- ・議案第 100 号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について
- ・議案第 101 号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について
- ・議案第 110 号 市道路線の認定及び廃止について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 89 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔下水道課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 89 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第 93 号 平成 29 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

開会 午前 9時57分

◎開会及び開議の宣告

○松田委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例会の常任委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この定例会におきまして、当常任委員会に付託された案件は、条例の制定及び一部改正に関する案件が4件でございます。財産の取得に関する案件が1件、指定管理者の指定に関する案件が1件、市道路線の認定及び廃止に関する案件が1件、新たに提出された陳情2件でございます。

また、予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件2件でございます。予算案件につきましては、関係所管課のところで、随時、分科会に切り替えて審査を行います。審査の日程、及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりでございます。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げまして、あいさついたします。

それでは、次第3審査事項に入ります。

◎生活環境部の審査

○松田委員長 まず生活環境部から、順次、審査を進めてまいります。

はじめに山田生活環境部長から、ご挨拶をお願いします。

部長。

○山田生活環境部長 (挨拶。)

○松田委員長 ありがとうございます。

◎生活課の審査

○松田委員長 それでは、ただいまから生活課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それではここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えます。

◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部から、議案の説明をお願いいたします。課長。

○河合生活課長 (議案第89号について説明。)

○松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。櫻田委員。

○櫻田委員 その駐車場に関しては、単純に理解をしたらなんですけれども、大体今までに平均して、あそこの元警察署の跡の駐車場は1日平均どのぐらいの利用があったのか、わかる範囲でお願いします。

○松田委員長 課長。

○河合生活課長 駐車場の1日平均利用ということでございますが、直近の平成28年度の1年間でございますが、トータルは1万2,360台、1日平均ということでございますから、1日平均ですと33.9台、そのうち有料、無料ということで、1時間を超えるとは有料となるものですから、その区分で申し上げますと、有料台数、1時間を超えるのは1日平均11.2台、無料につきましては22.6台というような状況でございます。

○松田委員長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 よろしいですか。

ないようですので、質疑を終了したいと思います
ますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決をいたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補
正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきも
のことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については原案のとおり可
決すべきものと決しました。

生活課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆さんから何かございま
すでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、執行部からは何かござい
ますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、以上で生活課の
審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といた
します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時06分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員
会を再開いたします。

◇

◎産業観光部の審査

○松田委員長 これより産業観光部の審査に入ります。

初めに、藤田産業観光部長からご挨拶をお願い
いたします。

部長、お願いいたします。

○藤田産業観光部長 （挨拶。）

○松田委員長 ありがとうございます。

◇

◎農務畜産課の審査

○松田委員長 ただいまから、農務畜産課の審査に
入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

◇

◎議案第106号の説明、質疑、

討論、採決

○松田委員長 それでは、議案第106号 公の施設
の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたしま
す。

課長、お願いいたします。

○久留生農務畜産課長 （議案第106号について説

明。)

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

○櫻田委員 青木のふるさと物産センターについてちょっと聞きたいんですが、選定結果でこの那須塩原市農業公社に出すことはわかるんですけども、出すことによつての、この業務形態ありますね、パンとかアイスクリームとか食堂とか、そういう部分、あと産直ですか、そういったところの出している先は十分把握しているということでしょうか。

○松田委員長 課長。

○久留生農務畜産課長 十分把握しているといえますと、そちらの経営状態とか。

○櫻田委員 いや、どこに出しているかとかというのはわかっているのか。

○久留生農務畜産課長 もちろん、はい。そちらは知っております。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 例えば市政報告会とかで、青木の道の駅は品物がなくなっちゃうから補充どうのこうのとかと、そういった話を聞いたりするときがあると思うんですけども、そういった市民等の要望、そういう改善とかは市が受け入れてこの農業公社とかに言うという、そういう形、仕組みはそういうふうな形と理解してよろしいですか。

○松田委員長 課長。

○久留生農務畜産課長 そういった仕組みもございますけれども、こちら農業公社のほうでも定期的にアンケートのほうをとっていまして、そちらのアンケートの内容を月1回会議を開いてテナントのほうに情報提供したりして改善の努力はしています。

以上です。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 青木地区は、ご存じのとおり本市が進めているアートを活かしたまちづくりのゾーンに入っていますので、今後、こういった選定業者にそういう市の意向を踏まえての新たな取り組みなんか、今年度も有名著名人の美術館ができたりとか、いろんなことをやったり、あと駐車場の管理になると建設のほうに行っちゃうとは思いますが、基本的に産業観光の農務畜産がかかわる全体的な指定管理の部分のメリットは十分にクリアして、またこういうふうにしたという結果でよろしいですか。

○松田委員長 課長。

○久留生農務畜産課長 そういう結果でございます。

○松田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第106号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よつて、議案第106号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第89号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 それでは、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長、お願いいたします。

○久留生農務畜産課長（議案第89号について説明。）

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 ただいまの件なんです、これ26年度に交付を受けました。10年間、10年ですよ、期間。その中で、この41万というのは例えば3年間は貸していたけれどもということじゃなくて、まるっきり解除した時点で100%返還ということなんです。その辺の説明をお願いします。

○松田委員長 係長、お願いします。

○磯農業振興係長 申し上げます。

こちら、10年間貸し付けた場合を想定して41万ということなので、年割の返還はなく、全額返還しなさいということで国のほうからは説明を受けております。

以上です。

○松田委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、これを29年度に出たということは、一、二年は貸していたということですよ、よろしいんですか、そういう理解で。

○松田委員長 係長。

○磯農業振興係長 そうです。そのとおり、2年間は契約という貸し借りは行われておりました。

以上です。

○松田委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、これは中間機構を通してているんだと思うんですけども、こういったときの、中間機構を通してているので相対ではないと思うんですが、こういった途中解約というのは暗に許されるのでしょうか。その辺だけちょっとお願いします。

○松田委員長 係長。

○磯農業振興係長 原則、当初一応10年間を目標に貸し借りをするということで、この交付金を受けるという形になっておりますので、途中解約は当初、国としては多分想定していない。ただ、そういったことがあった場合は、やはり事業の目的にそぐわないということで、事業中止ということになっておくと聞いております。

以上です。

○松田委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、お金を返すというだけで、何のあれもないんですね。反則金みたいな、もちろんお金は発生しないでしょうけれども。

○松田委員長 係長。

○磯農業振興係長 補助金さえ返還すれば、特段それ以上ペナルティーはないことになっております。

以上です。

○松田委員長 そのほかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

農務畜産課の所管の審査は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

櫻田委員。

○櫻田委員 （青木の道の駅に那須塩原市推奨の牛乳6種類全てを販売する考え及び産直に対する要望について。）

○松田委員長 よろしいですか。

相馬委員。

○相馬委員 （アグリパル塩原の売り上げ減に対する対策について。）

○松田委員長 ほかにはございませんか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、以上で農務畜産課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といた

します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○松田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎農林整備課の審査

○松田委員長 ただいまから農林整備課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 それでは、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○吉澤農林整備課長 （議案第89号について説明。）

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

眞壁委員。

○眞壁委員 猛禽類の調査の執行残ということで900万なんですけれども、最初は幾らだったんですか、これは。

- 松田委員長 係長。
- 伊藤林務係長 最初というのは、すみません。
- 眞壁委員 予算化、当初予算。
- 伊藤林務係長 すみません、1,800万になります。
- 眞壁委員 1,800万。じゃ、この900万というのはちょうど半分というところなので、どういうことで残なんだろう。

- 松田委員長 係長。
- 伊藤林務係長 当初は1年間、4月から3月までの1年間の調査という形で予算要求したところなんですけれども、その中で、最初に上半期の半年分を契約させていただきまして、その当初契約を変更した形で今度は1年分、その下期分という形でやったものですから、その分で金額が差額が出たという形になるんですけれども。

要は、当初は半年分を契約し、そこで一回契約を切ってまた新たに入札をかけてやるという形で計画をしていたところなんですけれども、当初契約の内容を見直して期間を延伸かけて、当初、下期でやろうとした調査の内容もちょっと見直した形にしまして、当初契約を変更した形で1年間の契約にした、業務にしたという形なものですから、不用額が出たという形になっております。

- 松田委員長 眞壁委員。
- 眞壁委員 半年間で最初から切りかえるということ、切りかえるというか、話だったのか。
- 松田委員長 係長。
- 伊藤林務係長 当初は下期の900万円分は国庫補助事業で対象でやろうという形にしまして、それで契約を別契約という形で予定していたんですけれども、国庫補助事業の対象外という形で国のほうからお話がありまして、全て単独事業でやらなければならないという形になったものですから、一つの契約という形に変更させていただきました。

- 松田委員長 伊藤委員。
- 伊藤委員 10ページ、林道整備事業費の中の55万1,000円がふえたという増というのは、どの部分がふえたんですか。
- 松田委員長 課長。
- 吉澤農林整備課長 林道曾倉線の整備延長が当初280mだったんですけれども、変更で303mということで、23mほど増高になったためによるものがございます。
- 伊藤委員 わかりました。すみません。
- 松田委員長 ほかはございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

- 松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。〔「委員間討議はどこでやるんですか」と言う人あり〕

- 松田委員長 議員間討議に入らせていただきます。暫時休憩のため、職員は所定の控室で待機をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。第3委員会室へお願いします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時43分

- 松田委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。

それでは、議員間討議議題といたしまして、先ほどの林道整備事業についての討議が行われたので、それでは、ちょっと討論まで行ってしまいましたけれども、その前まで、質疑のところから始まりたいと思いますので、委員からの質疑を

許します。

星野委員。

○星野委員 9ページの林道事業、もう一度なんですけど、900万を返したということですけども、この積算根拠、それをもう一度教えていただきます。それとあわせて、設計測量、それが実際半年で終わったのかどうかをお伺いしたい。

○松田委員長 いいですか。

じゃ係長。

○伊藤林務係長 まず、業務のほう、今現在動いております、1年間の業務でやっておりますので、まだ終わってではなく、今現在業務のほうは続いている形になっております。1年間の契約という形で変更契約をさせていただきましたので、3月末までの業務という形で動いております。

積算につきましては、県のほうの単価がないものですから、各業者さんから参考見積もりという形をいただきまして、それを積算根拠という形で設計のほうを行った形になっております。

以上です。

○松田委員長 そのほか。

眞壁委員。

○眞壁委員 今の積算根拠の関係で、当初予算では当然そういう形で積算したんだと思うんですけども、半分に今回なったということで、もう一度やり直したという形でよろしいんですか、積算。

○松田委員長 課長。

○吉澤農林整備課長 先ほど質疑で若干足りなかったのは、当初予算で900万ありまして、それに近い設計を組んだところ、入札したところ500万ぐらいで落札ということになったものですから、約半値までは行かなかったんですけども、安く執行することになったもので、工期を延長しても900万ぐらいで足りるような予算になったところでございます。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 ということは、課長、基本的に那須塩原市の場合は技師がないから業者さんに頼むわけですよ、時系列的には。それで、その値段が上がってきて、積算して、それを決めるんでしょうけれども、通常、最初に出してきたその参考にした意見の徴取の仕方、業者さんから出してもらった金額が、余りにも当局としては丸投げしちゃったというか、そんな大事な事業なのにもうちょっと精査して決めないと、農林整備に関してのこれからの予算については、あなたたちしっかり積算根拠しているんですかとか、どうやって予算組みしたんですかと疑惑の念が生じるような決め方になっちゃいますよ。いいんですか、それでも。基本的におかしくないですか。こういうふうに出ちゃって、そこはやっぱりしっかり説明しないと。

それともう1点なんですけれども、国庫の話しましたよね。国庫のやつは調べたと思うんですけども、とれるとれない、とれると思ってつけたんでしょうけれども、そういうときの含みみたいなのはどうやって決めていくのか、農林整備としては。余りにも当初その予算のやつが場当たり的というか、決め方が何かおかしくないですか。そこも税金ですよという話になったときに、僕ら説明できないじゃないですか。900万も減額になっているのに。そこのところ、もう少しわかるように説明してもらえればと思うんですけども。

○松田委員長 部長。

○藤田産業観光部長 幾つかいただいております。

猛禽類調査、今回の業務は設計・測量・監理委託料というのは分類上のお話で、中身は猛禽類の調査業務でございます。これは昨年度から実施をしております、今年度についても継続して実施をするという予定を立てました。

その中で、4月1日から国庫補助事業の導入が

難しいということで半分に分けて、上期分は単独で行おうと。猛禽類調査、こういった業務については、通常、設計を組むときには基本的な単価があるわけですが、こうした単価を持っていない業務であったため、業者からの見積もりを徴して行いました。

猛禽類調査を進めるうちに、不必要な調査、しなくても済むというような調査も中にはございましたので、そこを見直しをして、期間の延長、さらに当初設計を組んでも入札をしたときに落ちた差額がありましたので、ちょうど期間延長と差額分を足して1年間の経費が賄えるというような状況になりました。たまたまこれを2分の1にしたということではなくて、結果的に2分の1になったということが実態でございます。

猛禽類調査もいろんな調査項目がございますが、ここまで今回求めなくてもいいよというような調査業務は見直しの中で落とすということで、額が落ちているというふうにご理解いただければと思います。

○齋藤副委員長 交代して、委員長。

○松田委員長 林道にかかわる猛禽類の調査ということで、いろんな項目があると思うんですけども、今回は何の部分だったんですか。例えば行動調査とか、いっぱい分かれていますけれども、猛禽のやつというのは。その部分、どの部分を見た。全部含まれている、それとも繁殖状況の調査とかといっぱいあるじゃないですか、猛禽類の調査って。点でこうやってやっていくじゃないですか。その辺の特にどの部分をこれはやったんでしょうか。

○齋藤副委員長 係長。

○伊藤林務係長 今回の調査につきましては、クマタカをメインに、まずはクマタカの生息範囲を探すという形で調査をかけているところがありまし

た。その中で、クマタカの営巣といたしまして、巣、繁殖しているところを探し出すという形の業務なんですけれども、繁殖している場所までの特定までに至っていないという形になりまして、まずどこで繁殖をしているのかという行動を探す作業に絞ったという形の内容になっております。

○齋藤副委員長 委員長。

○松田委員長 行動調査ということでよろしいでしょうか。

○伊藤林務係長 はい。

○松田委員長 そうすると、1メッシュ、500m掛ける500mか何かでやりますよね。メッシュかけてやるんですよね、この部分とこの部分でという。それで、行動範囲を調査していくという形の調査方法だったんですか。

○齋藤副委員長 係長。

○伊藤林務係長 今回は、対象としている、計画をしている林道の周辺を目視において、メッシュでエリアを決めているわけではなく、目視において鳥を探しているという形での行動調査をしております。

○齋藤副委員長 委員長。

○松田委員長 だから県の単価はなかったということなんでしたっけ。

○齋藤副委員長 係長。

○伊藤林務係長 今回は調査の内容について、委員長がおっしゃるとおり、ちょっと特殊な形での調査の内容になっておりますので、参考になるものが、県のほうの単価がなかったものですから、そういう専門業者のほうからの見積もりを徴取させていただいて、積算の根拠にしたという形になります。

○松田委員長 わかりました。結構です。

○齋藤副委員長 それでは、進行を委員長にかわります。

○松田委員長 そのほかに委員からございますでしょうか。

相馬委員。

○相馬委員 もう一度確認します。この猛禽類の調査の事業がありますよね。これが当初1,800万で組んだ。4月、半年間の間には国庫補助の採用されるかどうかはまだ不透明だったから、単独で900万だけでやったと。そこまではまだいい。そうすると、この事業自体、先ほどの調査項目を減らしたりなんかしたというお話ありますけれども、そうするとこの事業自体、市としてやらなければならない事業だったんですか、これ。例えば国の補助金がじゃ採択された、だとすれば1,800万で報告したわけですか。その辺ちょっとお願いします。

○松田委員長 部長。

○藤田産業観光部長 おっしゃるとおり、補助がつくからやるのか、補助がつかないからやらないのかというものではございません。今回、この花取線については、全くの新設の林道事業になります。そのための事前の猛禽類調査を行うという段階でございまして、この先、新設の工事を行うに当たって、まずは実際には環境保護団体、野鳥の会等のご意見を伺いながら、どこまでどういう調査をするかという話を具体的に最終的には詰めていくわけです。ここまで調査しましたけれどもどうでしょうかと、今の段階ではここまでの調査でいいでしょう、さらに目視等を行って確認がされれば、今度はどこで営巣しているかという調査とかが必要になるわけです。

事業を、調査自体が目的じゃなくて、開設をするという前提のところまで進めているものですから、工事に入るタイミング等はかりながら、必要に応じて実施すべき調査がまた出てくる可能性はあるんですが、ここで全部やっちゃうのかということ

ろは時の判断が必要になると思うんです。

今回、私どもの判断したのは、予定したものを全部ここでやっちゃって、いざ林道の開設工事がいつになるか、まだ確定もしていない段階なものですから、そこまで投資をする必要はないだろうと。この段階ではこの調査まででいいでしょうということ、金額が減額になったということでございます。

○松田委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、この事業自体を100の事業だとすると、工事の関係の流れによっては、今の説明だと70まででいいだろうと、調査は。そういう段階だということは、当初1,800万で組んだけれども、当然ながらあれによっては1,000万になる可能性も、もともとそういう予定で組んだ、積算で組んだ予算として理解していいんですか。

それとも、工事が進む、だから次年度になってまたこの予算は上乘せされていくということでしょうか。

○松田委員長 部長。

○藤田産業観光部長 この予算を組んだのは昨年のちょうど今ごろです。その時点では、前年、一昨年も行っていますから、それに引き続いてこのフルバージョンといいますか、項目の多いものでやる必要があるだろうということで予算をいただきました。実際に関係者と打ち合わせを進めていく中で、そこまでの調査結果はまだ求められていないということで、項目は減らし、調査方法を目視による確認というのをメインに行ったということでございます。

○相馬委員 いわゆる市側の都合で事業を変更したという見方でよろしいんですか。いわゆる国庫補助が出ないという時点で、900万出ない、じゃ出ないから縮小して、こちらの執行部側のリードでここまでにしてください。

○松田委員長 部長。

○藤田産業観光部長 物の考え方としては、国庫補助が出る出ないじゃなくて、ここまでの調査でいだろうという市の判断でございます。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 花取線は新設なのでこの調査はしかるべき、わかるんですけども、過去に林道のやつで国庫補助を使ってやった事業はあるんですか。

○松田委員長 係長。

○伊藤林務係長 猛禽類調査につきましては、一昨年度、国庫補助を入れさせて対象としてやらせていただきました。そのほか、工事についても場所的に、年度的にも国庫補助を導入して工事のほうをやっている事業もございます。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 ということは、前回までのやつは国庫補助がついたので、今回も国庫補助はつくと思つて積算をしたということですね、確認の意味で。

○松田委員長 係長。

○伊藤林務係長 一応、県のほうとその国庫補助の要望につきましても打ち合わせをさせていただきながら、国庫補助の対象になるだろうと、当初予算を組むときにはそういう形でやったものですから、当初予算を計上させていただいたんですけども、実際、国のほうの内示が出てくる段階で補助がちょっとつかなかったというのが、国庫補助が今回つかなかった話の内容になっております。

○松田委員長 部長。

○藤田産業観光部長 補助がつくつかないと事業を実施、どこまでするべきかという話のごっちゃになっちゃうと、多分かなり、じゃ、つかない事業はやらないのかみたいな話になると思うんですが、補助のつくつかないにかかわらず、やるべきことはやらなければならないというのが大前提。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 その前提の中で、保護団体と調整するという話、あったでしょう。その話はどうなっているんですか。

○松田委員長 部長。

○藤田産業観光部長 実際にここのエリアにどういう希少な生物、今回の場合には猛禽類というふうなことですが、いると。それに、このものはどのくらい貴重でどういふ対応が必要だというのは、なかなか素人、それから我々行政の職員ではわからないと。それをしっかりと対応するためには、専門家である、有名な方も本市のところでいろいろかかわっている方いらっしゃいますけれども、あらかじめそういうふうな方と調整をさせていただいて、どこまでじゃうちのほうでやれば、その希少種を守ることができます、ここまで対応していただければ、向こうからいうとですね、対応してくれば大丈夫ですよというのをあらかじめやっぱり調整をしなければならぬ。そういう意味でございます。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 調整はしたんですか。

○松田委員長 係長。

○伊藤林務係長 専門家のほうの意見を聞きながら進めております。

○松田委員長 よろしいですか、ほかに。

それでは、質疑を終了いたします。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきも

のとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

農林整備課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 執行部から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、以上で農林整備課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

11時10分まで休憩をとらせていただきますので、11時10分再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時08分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◎商工観光課の審査

○松田委員長 ただいまから商工観光課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

◎議案第94号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 それでは、議案第94号 那須塩原市まちなか交流センター条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○八木沢商工観光課長 (議案第94号について説明。)

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

○櫻田委員 それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、勤労青少年センターをこの施設内に移設したという、その経緯についてお伺いします。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 勤労青少年ホームにつきましては、現在のところ、主に講座を中心とした事業を展開してございます。勤労者という形で限定して、働く若者、おおむね40歳以下という形で規定しております。利用者も若干年齢が、継続されていた方が高齢化しているとか、働いていたけれども利用していたので、一旦産休していてもか、そういう活用も若干目立つことから、まず利用の要望はあるということになります。

交流センターでも、交流が基本的なものでありますので、市民の方にいろんな交流をしていただくために幅を広げて、さらに、勤労者じゃなくて普通の一般の市民も利用できればという考えで、その機能を廃するのではなく拡充して交流センターに入れて、そういう意味で交流センターの交流

のほうも幅を広げていく。そういった考えで理解したという形になります。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 それでは、那須塩原市まちなか交流センターの名称については、先ほど公募するということがありましたけれども、基本的にこの公募の仕方、どういうふうに考えていますか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 公募の仕方についてということで、基本的に広報掲載、それからホームページ掲載、メディアのほうにも投げていきたいということで、基本的に市民のみならず全ての、全国の方から応募いただくという考えで募集したいと考えています。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 電通とか博報堂に投げるという気はないですよ。その辺ちょっとお伺いします。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 一般の市民、一般の方からいただいたものを愛称として採用したいと考えております。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 名称はわかりました。ロゴマーク等を作成する予定はありますか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 現在、建設のほうを担当しております都市整備のほうとの調整で、ロゴマークということも想定して考えております。

○櫻田委員 了解しました。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、何点か、すみません。

まず、第3条の関係で、開館時間午前9時から午後9時半まで、あと休館日、この辺を決めた理由がどのようなことなのか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 交流ということを基本としておりますので、交流を幅の持てる時間ということで、こちらは先進地の成功している事例等を勘案して、やはり幅を持たせるということで、9時から9時半ということです。休館日につきましては、本来であれば年中無休が一番よろしいんでしょうけれども、どうしてもやはり管理上休まなくちゃならないときが必要だということで、極力その休む日を少なくするというので、基本的に第2、第4の火曜日限りをとということで設定したということです。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 今の管理が必要だということなんですが、管理ってどんな管理。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 施設の定期点検を含めて、いろいろ電気設備点検とか消防設備点検とか、そういういろいろどうしてもああいう施設は出てきますので、休館日に中心にやりたいという。開館しているとなかなか、トイレを使っちゃいけないとか、電気使っちゃいけないとかいろいろありますので、そんなことを想定しております。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、第8条の使用料の減免の関係なんですが、ちょっと具体的にどんなことが当たるのかお伺いしたいと思います。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 基本的に減免につきましては、これだと想定されるものはないんですけども、一応必要に応じて減免できる規定がないと、全くそのまま使っていただくという形になりますので、基本は無料なので、営利を目的とした場合だけです。余りこれといった想定事項はないんですけども、基本規定が必要だということで

盛り込んでおります。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 じゃ、料金の関係なんですけど、一応いろんな形で出ているんですけど、これを決めた根拠的なものというのは何か。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 基本的に施設の使用料につきましては、建設費と年間のトータルの時間でということで算出するんですけども、金額的には100円とか200円とかというような金額になってしまいます。なので、公民館とか、要するに有料で使わなくちゃならないケースと対照してそぐわないような形で1時間500円という設定で、1時間500円で1時間だけの利用ですとほかの利用に影響するので、最低2時間を使っただけということ初期が1,000円、2時間分というような考え方で設定しました。残り1時間延長につき500円ずつということで、若干高目にはなりますけれども、これは公民館等と金額を対照しても同じ金額でありますので、問題ないという考え方で、その考え方で整理しました。

厨房2のほうは、やはりあの地区で一般的に店舗を借りた場合ということで想定して、その対比しながらの設定ということで、それでも交流センターに入っただけフードコートでありますので、極力利用者に有利なような考えで、極力安く事業のほうで展開していただく。それに条件としまして、駅前地区のイベントの協力体制もあわせて条件につけている、そういった考え方から設定しているということでございます。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 すみません、じゃそのフードコートの関係なんですけど、こちらで厨房だけは利用使用料を取るような形なんですけれども、食事をする場所とかそういうのは、ちょっと確認なんですけれ

ども。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 施設内に通常のフードコートのように食事ができるコーナーはセッティングされていますので、そこで買ってそちらで食べるという考えになります。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 厨房2のほうが継続的に3年という形で出ているんですけど、厨房1のほうは、これはかかっていないんですけども、この辺、どういう理由があつて。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 一般的使用ということで厨房1のほうは考えております。プロの方というか、もう既に商売をやっている方ですので、1年更新でありながら、利用者のほうとすれば制限なしで更新できるという考え方で、期限は設けていないという形になります。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうすると、厨房1のほうは1年更新。

○八木沢商工観光課長 1年更新で期限がなく継続ができるという考えです。

○眞壁委員 継続ができる。

○八木沢商工観光課長 はい。

○眞壁委員 そうすると余り厨房2のほうは関係ないのかなとちょっと思ったんですけども、同じですよ。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 厨房2のほうは、チャレンジショップ、初めて創業する方にチャンスを与えるという考え方で整理していますので、こちらは3年を期限として、更新は最大2回になりますね。3年の間にちゃんと創業できるようにお願いしたいという考え方で、これは3年というふうにしています。

○松田委員長 そのほかございますでしょうか。

櫻田委員。

○櫻田委員 第9条で、公の秩序又は善良な風俗を乱すこととあるんですけれども、ここに風俗という言葉を入れた意味合いが妥当なんですかね。風俗。例えば風土とか習慣とかというのは、風俗というとうどうなんですかね。ちょっとその見解をお伺いします。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 一般的な風俗というのは、……

〔発言する人あり〕

○八木沢商工観光課長 一般的事項を乱すという解釈にとつていただいて問題ないと思います。それを乱すというふうには。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 これはどこかのところからのやつをまねして入れたのか、オリジナルでこれは考えて入れたのか、どっちなんですか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 こちらにつきましては、先進地も含めていろんな事例を参考にさせていただきながら、つくり込んでおります。そして、先ほど言ったように一般的なものを乱すものという考え方でよろしいかと思ひます。

○松田委員長 よろしいですか。

櫻田委員。

○櫻田委員 ということは、中身の部分で、非常に微妙だと思うんですけれども、最終的には市長が判断するんでしょうけれども、例えばリオのカーニバルとか、ああいう過激なやつなんかは、向こうではお祭りですらあんなだけけれども、こっちにもし持ってきた場合には、何か風俗を乱すことにはならないのか。そういうコンプライアンス的な部分。どうなのか、その辺だけ確認したい

と思ひますけれども。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 ただいまの事例といひますのは、そういった一つの形ですので、それは乱すものではないのかなというふうには思ひました。

○松田委員長 よろしいですか。

ほか、ございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了いたしますが、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、討論はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思ひますが、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第94号 那須塩原市まちなか交流センター条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よつて、議案第94号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第104号の説明、質疑、

討論、採決

○松田委員長 続きまして、議案第104号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

課長。

○八木沢商工観光課長 （議案第104号について説明。）

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

○櫻田委員 じゃ、何点か質疑させていただきます。

まず最初に、確認の意味でなんですが、取得予定価格は約1億8,900万なんですが、ここの財産評価額、例えば税務署等とか一般の路線とかどうのこうの言われている金額は、説明は聞いたんですが、改めてお伺いしますけれども、幾らですか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 周辺の路線価という形。

○櫻田委員 いや、このもともとの。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 もともとは、約5倍の金額で土地開発公社が取得しているという経過がございます。それから年数がたっているということと、こちらを買うに当たって、開発公社のほうで土地の鑑定を入れていただきまして、それに基づきまして公社と市のほうで合意したという形になります。

もともとが、公社が持っている土地を公売をかけようとした基準と、それから市のほうでも一旦これを購入するというふうにお互いに金額をやはり鑑定で査定した金額があつて、それから下落率を考慮して今回鑑定もしていただいた金額ということで、もともと2億ちょっとが下落分を含めて鑑定をされたというふうでの合計ということになります。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 ということは、買いごろだったという判断でよろしいんですか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 価格につきましては、随分安く購入できるという考えでおります。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 議会でもいろいろ質疑がされていたんですけども、基本的には、栃木県の土地開発公社の人が今出向で来ていますね。企業局の人が来ているんですよ、本市に。栃木県の人に来ていますね。情報もそうだったと思うんですが、説明を聞いた中では、栃木県にはもう工業団地がないんだと。県南、県央がなくて、もう売り切れているので、県北のこの地にという話だったんですが、通常ですと、工業団地はどういうふうな売り方をするのか。1区画幾らなのか、例えば1区画で例えば何区画という売り方なのか、全部でとかという、そういう売り方のものは想定して買われた。工業団地にするということなんですけれども、僕らのイメージだと東那須野工業団地があつたじゃないですか。あれなかなか売れなかったのに、商業団地にしてアウトレットにした。そういう経緯を踏まえた中で、いろいろそういう話があつて、今回この種地にするということなんですけれども、部長の答弁の中には数社から問い合わせがあるみたいな含みの話もあつたんですけども、それは確かなんですか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 こちらの企業名はちょっと申し上げられないんですけども、数社、興味を持っていただいて、どんな形になっていくのかということで我々が提供できる範囲での調整を今させていただいている。ただ、全てが埋まるだけの話ではありませんので、今後、企業の意向の調査も含めて、補正予算のほうでご説明申し上げることになるんですが、早急に企業の意向も調査して、極端な話が、全部買いたいということであれば、

それはそれとして、もしくは数社来ればこんなふうな形で、もし早目に声がかかればオーダーメイドなんていうのも想定しながら、スピード感を持って対処したいと考えております。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 とりあえず種地ということなので、それは理解するところなんですけど、基本的にはその売り方もそうなんですけれども、普通は1区画1区画で合わせて何区画という売り方なのか、今言うようにいろんな意味で対応するということは、その16町歩に余る土地は、要は最初に手を挙げたところのある程度、これから測量設計いろいろかけていくわけですけれども、ある程度理にかなったような。通常、工業団地ですと電気の問題ですとか水の問題ですとか、そういういろいろなものを加味するのも、この予算が通ってから決めていくというスケジュールでいいんですか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 これは今、財産の取得についての議決でありますので、今後、その後に補正予算の説明を申し上げますが、調査だったり、測量の調査、地質調査、それから企業への情報提供、それから意向調査というのは補正予算が議決されればすぐにも着手したいという考えで、早目に情報をやりとりをしていきたいという考え方でございます。

○松田委員長 部長。

○藤田産業観光部長 議場での発言が確かだったかというお話がありましたので、私のほうから。

売り方が通常どうなのかというお話が今あったと思うんですが、私どもは通常の売り方はないというふうに考えています。今回、私どもで想定を今しておりますのは、まずは市内の企業の意向を早急に確認をしまして、もしかすると一括で買いたいというようなこともあるでしょうし、いや、

そこまでは要らないんだけど、このくらい欲しいよというお話もあるでしょうし、それらに対応していきたいと。広く一遍にぼーんと出して早い者順とか、あるいは入札形式で高い金額をつけたとか、いろんなやり方はあると思うんですが、今回私どものほうでは、手を挙げていただいて内容を話をさせていただいた中で、基本的にはたくさん雇用が創出できる企業であったり、信頼性の問題、経営状況等さまざまな観点から審査をさせていただいて、契約に持っていければというふうに基本的には考えております。

さらに、水、それから上水・下水ですね、電気の問題等、当然出てまいります。高林のこの土地の場合には、特高を想定すると時間がかかるというようなことで、すぐに創業していただける、したいというような企業さんには特高を使わない企業なのかなということは考えております。

○松田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、討議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、討論はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第104号 財産取得については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第104号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 それでは、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○八木沢商工観光課長 （議案第89号について説明。）

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

○櫻田委員 それじゃ、まず最初に、新規の企業立地アンケートはどういうところに出すのか。地元というのはありましたけれども、大小、制限があるのか。例えば従業員数がどうのこうのとこところの整合性を立てる意味では、例えば、さっき部長が言ったようにたくさんの雇用を求められる企業を重点的に出すのか、無作為に出すのではないと思うので、そういうものはできているのか。お聞きします。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 現在、市内のほうで企業は約2,500社ほどございます。そのうち従業員の規模とか業種とか、1,000社ぐらいに絞り込んで、市内の企業を中心にまずアンケートを出すという

ことを考えております。

当然、その意向と、それから説明申し上げたとおり、この産業用地の情報発信もしますので、1,000社ぐらいのうち500社ぐらいは返ってくるのかなということで想定しておりまして、その中から意向が確認できるところと今度は直接交渉していくといたしますか、情報を公開していくんですけども、2,500社のうち1,000社に絞って調査をかけたいというふうに考えております。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 ということは、基本的には地元の企業である程度従業員も雇用していると。そして、先ほど部長が言ったように、特高ですね、特別高圧を必要としない業者に最初は絞り込んで企業のアンケートを出すのか、その辺の優先順位、どういうふうに考えているのかお伺いします。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 説明申し上げました条件で絞り込んで、約1,000社を絞り込んで、調査をかけるという考えであります。先ほどの説明申し上げた条件で絞り込むという形になります。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 ということは、市内である程度の企業の形態、そういうものは産観のほうとしてはしっかり那須塩原市の企業は十分掌握しているという考えでよろしいんですね。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 2,500社の全ての企業の情報を把握しているということではありませんので、当然それを把握している事業者のほうに委託をして抽出をかけるという形になるかと思います。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 この企業立地のアンケートの取りまとめは至急にやりたいということで、郵便料もとっているわけですが、その集計はどこの部署

がやるんですか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 集計については商工観光で直接やりたいと考えております。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 その検証結果も商工観光課でしっかりやるということでもいいですね。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 検証までなるかどうかという事は、なかなか申し上げられないんですけども、1,000社の情報で意向の確認とか、どのぐらい雇用もふやしたいとかという、まずそういう調査ですので、そんなに難しくなく、担当課でできるという考え方で、これだけの企業のうちこれだけの意向がある、雇用もこれだけある、そういった検証はできると考えております。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 基本的に、このアンケートの中には、あなたの会社は、企業は、ここの工業団地に出ますか出ませんかぐらいの具体的な突っ込んだようなアンケートになる予定なのか、それとも、ざっくり大枠、企業の何か聞きたいみたいなアンケートなのか、どちらなんですか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 まだアンケートの問答まではつくり込んでいませんので、なるべくその情報提供をうまく活用し、その意向がこちらで確認できるようなアンケートにしたいというふうには考えております。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 最後にお聞きしたいんですが、栃木県には工業団地と言われるもう団地がないというので、十分把握をして、例えば那須塩原でこれが決まれば、そういったものに関しては県とかにも情報発信をしていくという理解でよろしいんでしょう

うか。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 まず、部長からもお話あったかと思うんですが、市内企業をまず基本として考えていきたい。埋まれば、決まるということになりますけれども、埋まらない場合に、当然、県から今職員が派遣されている、県の企業立地班のほうともいろいろ情報交換しております。ですので、次の段階としましては、県内とか県外も含めて県と連携をしていきたいと。県のほうでも東京事務所を持っておりますので、どんどん情報発信はできるということで、そこまで想定して現在は考えておまして、ただ、まずは市内企業でどれだけの意向があって、希望があるかというのをまず優先させたいという考えでおります。

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 じゃ、最後にですけども、その企業立地のアンケートは、企業側のニーズを調べるという認識でよろしいんですね。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 基本的にそんな形でございます。

○松田委員長 ほかございませんでしょうか。
眞壁委員。

○眞壁委員 すみません、じゃ観光振興費の関係で、先ほどいろんな事業が出ていたんですが、ちょっと内訳だけいただければ。

○松田委員長 課長。

○八木沢商工観光課長 メディアミックスのほうをするということでお話申し上げましたが、こちらが約1,400万、それから、総決起大会約100万という内訳になります。

○松田委員長 ほかございませんでしょうか。

[発言する人なし]

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑

を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆様から何かございますでしょうか。

相馬委員。

○相馬委員 （企業立地を希望する企業について、十分に確認することの要望。）

○松田委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 （企業立地にかかる土地購入の経緯について。）

○松田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、執行部から何かございますでしょうか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、以上で商工観光課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで昼食のため、1時再開とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時56分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎建設部の審査

○松田委員長 これより建設部の審査に入ります。

初めに、稲見建設部長からご挨拶をお願いいたします。

○稲見建設部長 （挨拶。）

○松田委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎都市整備課の審査

○松田委員長 それでは、ただいまから都市整備課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

—————◇—————

◎議案第102号の説明、質疑、

討論、採決

○松田委員長 それでは、議案第102号 那須塩原市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○佐藤都市整備課長 （議案第102号について説明。）

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第102号 那須塩原市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 それでは、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○佐藤都市整備課長 （議案第89号について説明。）

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 すみません。黒磯駐車場の廃止に伴う解体とあるんですが、1,800万。あそこ解体するものってあるんですか。

○松田委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 解体する対象物の内容としては、トイレがまずございます。そのほかに、足銀との打ち合わせの中で、お互い更地にして返すということですので、アスファルト舗装を撤去するとか、今ある市営駐車場の料金機のゲートバー、料金機ですね、それを撤去する。また、一部フェンスとか大谷石積み、また以前の花壇の跡のようになれんが積みとか、そういった付着物がございまして、それらを全て撤去して更地にするという内容でございます。

○相馬委員 了解しました。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。
〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決をいたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市整備課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

櫻田委員。

○櫻田委員 （足利銀行黒磯支店新店舗スケジュールの予定及びアートを活かしたまちづくりに沿った店舗建設の要望について。）

○松田委員長 そのほかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、執行部から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、以上で都市整備課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時14分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◎道路課の審査

○松田委員長 ただいまから、道路課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

◎議案第100号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 それでは、議案第100号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長、お願いいたします。

○秋元道路課長 （議案第100号について説明。）

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第100号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第100号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第101号の説明、質疑、
討論、採決

○松田委員長 続きまして、議案第101号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○秋元道路課長 (議案第101号について説明。)

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、討論でございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第101号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第110号の説明、質疑、
討論、採決

○松田委員長 続きまして、議案第110号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○秋元道路課長 (議案第110号について説明。)

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

眞壁委員。

○眞壁委員 昨年、台帳のデジタル化でしたっけ、これでふえたということだったんですけども、それまではどうなっていたのか、ちょっとその辺を説明していただきたい。

○松田委員長 課長。

○秋元道路課長 デジタル化の前までの台帳管理がありますが、紙台帳ということで管理をしておりました。

実際に今回のデジタル化に合わせまして、いわゆる専門業者に細かい部分を全て調査をさせた上で、実際に道路幅なんかを測定をしてございます。そういったことで、細かな市内全域調査をしたところ、紙台帳で管理をされていなかったものであったりとか、そういった相違が生じたりとかというところがありましたので、台帳デジタル化に伴いまして一度全部の路線を認定し直したという経緯がございますけれども、今回またさらに、

そういった詳細調査の中で認定がなされていなかったところを追加で認定をするという手続をとったものでございます。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうすると、今まで改修とかなんかというときがあったと思うんですけども、その辺はどのような状況でやっていたんですか。

○松田委員長 課長。

○秋元道路課長 そうですね、改修につきましては、当然地元なりから要望が出されて現地に赴きまして改修をしていたんですが、当然、その道路につきましては、市道認定はされていなくても、いわゆる開発道路、移管を受けたものについては市の管理道路という形の中で補修などの対応をしてきたということです。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 すみません、じゃ今回この件数ありますけれども、かなりの件数あるんですが、ほとんどがそういう今回の認定なんですか。

○松田委員長 課長。

○秋元道路課長 今回288路線の内訳をご説明申し上げますと、新規に開発されました案件につきましては、新規の去年と今年度開発に絡んで受け入れをした路線については23路線、いわゆる先ほどご説明を申し上げました過去の帰属を受けたもの、あるいは寄附を受けたもので認定が漏れていた路線がちょうど200路線あります。

その他、過去の手続漏れ、認定漏れという形で判明したものが63路線で、その他分割認定という形でオーバーパスの部分の、橋本町地内なんですけど、側道部分、分割認定をしまして2路線追加をさせていただいております、合計で288路線という内訳になってございます。

○松田委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 今回この分ふえているんですけども、

その関係で市として何か経費がかかるとか、そういうことというのはあるんですか。

○松田委員長 課長。

○秋元道路課長 管理については、先ほどご説明申し上げましたとおり、これまでも認定外道路といえますか、市の管理道路という形で管理はしてきましたので、管理に要する経費は変わらないものと思っております。ただし、交付税措置の絡みの中で、若干こういった市道路線数がふえたことによって、交付税措置がなされる部分が、若干ではありますけど、ふえるということが見込まれております。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。櫻田委員。

○櫻田委員 単純な話なんですけれども、今回この認定路線で、黒磯に比べると西那須野がすごい多いんですけども、これは何だったのかみたいなんです。すみません。

○松田委員長 課長。

○秋元道路課長 そうですね、当時の合併前のいわゆる市道、町道の認定の仕方に、考え方に若干の相違があったということでありまして、西那須野地区については相当厳格な取り扱いをしていたというふうに聞いております。といいますのも、例えば開発道路であっても、行きどまりであったりとか、市道と市道に接していない、いわゆる市道の認定要綱の中で合致しない道路については認定をしてこなかったというような経緯があると聞いておりまして、今回、開発によって市のほうで指導要綱でつけた道路については基本的に市が帰属を受ける、市の道路の基準に基づいて施工をさせておりますので、帰属を受けた後は市道認定をするというのが基本的な考え方だろうという中から、今回そういった考え方を統一した中で取り扱いをいたした関係で、西那須野地区でこれまでいわゆ

る基準に合わないというような判断から認定をされていなかった多くの路線が判明したという経過がございます。

○松田委員長 よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

議案第110号 市道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 それでは、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案説明を簡潔にお願いいたします。課長。

○秋元道路課長 （議案第89号について説明。）

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

○櫻田委員 それでは、この除雪用トラックなんですけれども、メーカーが間に合わなかったということなんですけれども、このトラックを購入する予定で、購入できないということは、今後除雪に関して何か支障はないのでしょうか。

○松田委員長 課長。

○秋元道路課長 こちらのトラック購入につきましては、現在のトラックの更新ということで今回当初予算でいただきまして、現在のトラックのほうはかなり年数であったり走行距離が進んでいるところから、今回更新という形で考えてはいたんですけれども、支障があるかどうかというところから、今回更新という形で考えてはいたんですけれども、支障があるかどうかというところから、なかなか答えるのが難しいところではあるんですが、現状のトラックがまだ使えないわけではないというところから、何とかことは、古い車両ではありますけれども除雪対応できると判断いたしました。

○松田委員長 よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

道路課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

櫻田委員。

○櫻田委員 （9月議会で上程した、道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書提出後の国の動向について。）

○松田委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 よろしいですか。

執行部から何かございますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、以上で道路課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時41分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◎上下水道部の審査

○松田委員長 これより上下水道部の審査に入ります。

初めに、中山上下水道部長からご挨拶をお願いします。

○中山上下水道部長 （挨拶。）

○松田委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎下水道課の審査

○松田委員長 それでは、ただいまから下水道課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 それでは、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえます。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長、お願いいたします。

○室井下水道課長 （議案第89号について説明。）

○松田委員長 執行部からの説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

—————◇—————

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第89号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第93号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 続きまして、議案第93号 平成29年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長、お願いいたします。

○室井下水道課長 （議案第93号について説明。）

○松田委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

○櫻田委員 2項2目のマンホール及び舗装修繕の40万の内訳についてお伺いします。

○室井下水道課長 40万につきましては、舗装修

繕4カ所、40万で160万円、マンホールのふたのかさ上げ調整等で8カ所で30万で240万、合計で400万になります。

○松田委員長 よろしいですか。

○櫻田委員 はい。

○松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようでしたら、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第93号 平成29年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第93号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

下水道課の所管の審査事項は以上でございます。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

櫻田委員。

○櫻田委員 （下水道のマンホール付近の道路修繕の問い合わせ先について。）

○齋藤副委員長 委員長。

○松田委員長 （道路上におけるマンホールの設置位置の配慮について。）

○齋藤副委員長 進行を委員長にかわります。

○松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

[発言する人なし]

○松田委員長 ないようですので、以上で下水道課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。



◎散会の宣告

○松田委員長 以上をもちまして、本日は散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時52分

建設経済常任委員会

平成29年12月7日（木曜日）午後2時58分開会

出席委員（8名）

委員長 松田寛人
委員 中里康寛
委員 櫻田貴久
委員 眞壁俊郎

副委員長 齋藤寿一
委員 星野健二
委員 伊藤豊美
委員 相馬義一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記室 井良文

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項
 - 陳情審査
 - ・陳情第11号 道路整備（拡幅）に関する陳情
 - ・陳情第12号 「悪臭をなくすこと」に関する陳情書
4. その他
5. 閉会

開会 午後 2時58分

◎開会及び開議の宣告

○松田委員長 それではご苦労さまでございます。

これから始めさせていただきます。

それでは、散会前に引き続き建設経済常任委員会を再開いたします。

各委員におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日の審査は陳情2件でございます。

◇

◎陳情第11号の説明、質疑、討

論、採決

○松田委員長 それでは、ただいまから陳情の審査に入ります。

陳情第11号 道路整備（拡幅）に関する陳情を議題といたします。

事務局から概要の説明をお願いいたします。

事務局。

○室井議会事務局書記（陳情第11号について説明。）

○松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの意見をお受けいたします。

中里委員。

○中里委員 私は、採択する立場から意見を述べたいというふうに思います。

本陳情箇所については、日常生活を維持するための路線であります。この路線を居宅の接道として使用する市民が数件ございますが、道路幅が狭く、消防自動車などの緊急車両、また生活用品を運搬する宅配車両の通行に支障を来しているというふうに認められると思います。

本市の第2次道路整備基本計画の基本方針では、安全で便利なまちづくりを支える道づくりとしており、その整備テーマとして生活道路の拡幅としております。

今回の陳情については、生活道路でありながら、緊急車両の通行に支障があると認められることから、当該地域の市民が安全で安心した生活が営めるよう路線の拡幅が必要であるというふうに思われます。

したがって、本陳情は採択すべきというふうに考えます。

以上でございます。

○松田委員長 次、ほかにごございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤副委員長 陳情第11号に関しましては、午前中、現地視察をしてみたいわけでありまして、この陳情内容は道路を拡幅して舗装化をしていただきたいという陳情であります。

今、中里委員からも出たわけなんですけれども、問題は認定外の道路、赤道となっている部分があるという道路でありまして、当然おわかりのとおり国道、県道、市道は道路法に基づく道路で、市道は道路課が管理をしているということで、この道路は認定外の道路ということでありまして、道路法の適用ではなくて、市の法定外公共物の管理条例の中で管理している道路という形になりますけれども、今市の現状としては指定の中の認定の道路の中でも未改良が264km、未舗装が134kmあるという現状があるわけでありまして、そういうものを踏まえておりますけれども、今回の陳情道路に関しましては、先ほども説明があったように用地あるいは補償費等を含まずに工事の概算費用で約2億円かかるというような莫大な金額がかかるわけでありまして、長年地元に関しましては、先ほども中里委員からも出ましたよう

に緊急車両あるいは生活道路、そして農作業的な営みの中での必要道路という部分もありますので、いろいろな制約はありますけれども、私もできれば採択にしてあげたらという意見であります。

以上です。

○松田委員長 ほかにどうでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 私は不採択のほうで言わせていただきます。

先ほども齋藤副委員長からあったように、まだ未改修道路が264kmということで、ああいう形の道路が市内には数限りなく、今ある状況だと思っています。

改修費も、やるとなると2億円かかるということで、非常に経済的にも厳しい状況の中で、これを議会として採択というのはいかがなものかと思えます。

あと、緊急自動車の関係がやはりちょっと気になるところなんです、消防自動車は見る限りは入れるのかなというような状況ですので、この陳情につきましては、不採択としたいなと思っています。

以上です。

○松田委員長 ほかがございませんでしょうか。

その他、ご意見ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 討議のほうはございませんでしょうか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 それでは、ないようですので、これから討論を行います。

討論はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議はないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

まずは、本件を採択とすべきものとするかお諮りをいたします。

陳情第11号 道路整備（拡幅）に関する陳情について採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松田委員長 それでは、賛成が過半数を満たしておりません。

ただいまの採決の結果、採択とすべきものが3名、不採択と……

〔「いいのか、いいんでしょう」と言う人あり〕

○松田委員長 すみません。申しわけございません。

続きまして、陳情第11号 道路整備（拡幅）に関する陳情について不採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松田委員長 ただいまの採決の結果、採択とすべきが3名、不採択とすべきが4名でありました。

当委員会の本日の出席委員は8名であり、過半数は5となりますので、この採決はいずれも過半数に達しておりません。

よって、陳情第11号については、委員会審査の結果、採択とすべきもの、不採択とすべきもののいずれにも至らなかったものとして本会議で報告をいたします。

以上で陳情第11号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時14分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎陳情第12号の説明、質疑、討論、採決

○松田委員長 本日、当常任委員会の傍聴希望がございました。議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。当常任委員会において、傍聴者の人数につきましては12名を限度に先着順とすることに決定していますので、委員会条例第17条及び先例に基づきこれを認めます。

それでは、続きまして、陳情第12号「悪臭をなくすこと」に関する陳情書を議題といたします。事務局から概要の説明をお願いいたします。

○室井議会事務局書記（陳情第12号について説明。）

○松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、各委員からの意見をお受けいたします。

どうでしょうか。朝の説明、きょうまたちょっと先ほどそんなあたりだと言われるあたりを少し。齋藤委員。

○齋藤副委員長 陳情第12号の「悪臭をなくすこと」に関する陳情書に関しましてでありますけれども、午前中に聞き取りの時間を設けさせていただいていろいろ質疑等をさせていただいた中で、先ほど要望の中にもありますように、この問題は2013年からそういう臭気が発生しているだろうという、そういう中からいよいよ2016年の昨年10月31日に、長久保自治会長名で要望書が提出されたわけでありまして、その中で当然この問題に関しましては農場、事業者等の話し合いがもちろん基本線であ

りますけれども、その中に那須塩原市の中で営業しているということで、市もかみ合って3者の中で先ほどお聞きしたところ、会議も開いたということであって、その会議の内容においては、当然夜間の騒音あるいはにおい等において困っているということで、市が入って3者の会議の中で地元の要望されている方々からの話の中に、先ほど言った主に2点についてこういう要望があった中で、事業者がにおいに関しては扇風機を足す、設置するなどして対応をすごく図っていただいたと。

そのほかに騒音に関しましては、当然夜間的大型トラックの搬送なんでしょうか、そういうものを早朝に変更していただいて、ある程度緩和してきたということで、本来要望の中にも1点ちょっと気になったことがあったんですけども、アンモニアの規制に関しましては、那須塩原市の悪臭防止対策指導要綱に関しては、これに関しまして排水関係の基準はあるんですが、大気での規制は特にないということで、先ほど申したように那須塩原市悪臭防止対策指導要綱で要望、陳情の内容の中に附則の添付資料であるように、那須塩原の臭気指数で14以内となっていますけれども、これは要綱の中では15という数字になっております。これは余談でありますけれども、そういうことからしますと、当然この悪臭に関しましては地域住民の方々は窮するところで、困っているところというところがありますけれども、これに関してやはり話し合いを持った中で、1回という話し合いの中で、そういう改善が2つほど要望されてきたという中では、今後やはり要望的に幾度かの会議のほうを3者で、市に間に入らせていただいて、会議を進めていくのがやはりベストなんではないかなというふうにちょっと感じました。

以上です。

○松田委員長 ほかにございませんでしょうか。

相馬委員。

○相馬委員 今回の陳情について午前中、益子様のご意見等もお聞きしました。そういう中で現実にあそこに瑞穂農場というのがあるんですが、午前中の説明の中では断定していないという説明がありました。我々としてもにおいを断定できないかどうかというのは、これいろいろな問題があるかと思うんですが、今回このたびの陳情をここに提出したに当たって、私は時期尚早だという気がいたします。

1つは、断定していないということからいって、そのにおい、我々はきょう現地視察したのは、瑞穂農場を視察してきて、確かにそれなりのにおいはする。また地域住民とその農場さんでそれぞれの断定をして、それぞれ話し合いを持って、地域住民と農場さん、会社とそこに市が入るのは結構です。そういった形でもう少し話し合いを進めていって、私が感じたのはきょう見たところでは発酵槽から出るにおいが非常にきついかなど。ですから、その発酵槽について今度は密閉式にしてくれとか、そういった要望を地域として会社のほうに出してもらって、さらにはその改善をお願いするとか、そういったもう少し話し合いをするべきだと思います。

さらに、お米とかウドのお話がありますが、これについては県のほうにその状況を知らせて、何が原因か調べてもらっているということでございますが、その影響について県あるいはそういったところから何らかの指示が、結果が出た後に新たに陳情というものをこういう結果が出たんで、議会のほうに陳情を出すということのほうのわかりやすく、我々も理解しやすい点があるのかと思います。現段階で想定ですね、想像でのこの陳情については、私は理解しがたいということで、もう少し後、この結果を踏まえた上で住民との努力を

もう少し期待を申し上げておきます。

以上です。

○松田委員長 そのほかございませんか。

櫻田委員。

○櫻田委員 悪臭に関しては、もちろんどの議員が聞いても採択すべきものとは思いますが、しかし、本市が抱える生乳生産本州一、それとやはりこういう問題に関しては慎重に審議する必要があるということで、陳情者の方からお昼前に説明をいただき、そして午後、現地視察に行ってきました。その結果を踏まえた上で、やはり今、齋藤副委員長並びに相馬委員からお話があったように実が断定できない部分で、両方話し合いの場をもっともっと持って進めていただければ、こういうものに関して、本市が抱える生乳生産本州一としての牛の数も3万4,000頭もいるぐらいの市ですから、そういった話はよくあることだと思うんですね。今回こういったことが出てきたんで、やはりそのところはさらに事実を確認していただく。

それと、やはり先ほど言ったようにまだ県の結果も出てきていないし、恐らく憶測の部分で結果に白黒つけるのはどうかなという部分がありますが、今回に関しては、私は不採択として、そして陳情者には事務局のほうから、那須塩原市議会のほうから丁寧にこういったことなんで、もっと地域と話し合いを持っていただけませんか、コンセンサスをきっちりとして、こういう問題に関してはもっとお互い真摯に向き合ってもらおうようなことを進めていただくのがまずは得策なのではないかと思えます。

2013年から先ほど齋藤副委員長から説明があったように、その後においが出てきて、なおかつ話し合いの場も1回しかしていないということは、お互いいろいろな部分もあると思うんですが、その辺はきっちり伝えながら、これどういう結果に

なるかわかりませんが、そういった意見もあったというのを伝えていただければ幸いです。

○松田委員長 ほかにございませんでしょうか。

眞壁委員。

○眞壁委員 私も皆さんが言ったほうに、意見としてはそちらのほうがもっともじゃないかなと思っています。これは話し合いをやはり1回したということではありますが、実際ににおいの問題というのは、個人のおいの感覚もある、それが多分一番強いんだと思います。その中で市がこの問題に対して対応ができるかという、なかなかまずは農場と地域の皆様の話し合いをしていただいて、その結果、やはり対応を図らないとか、そういうことがあれば、当然もう一度やっていただければというような形がありますので、ぜひ話し合いを持っていただくということがまず第一かと思いません、1回ということなんで。

実際に市として対策というのは、やはりおいが、益子さんが言ったときには瑞穂農場から出ているかどうか分からないということだったんですが、きょう行ってみたら、間違いなくあそこの多分においだと私は感じました。

そういうこともありますので、ぜひ瑞穂農場さんとまずは話をさせていただいてというのが先決かなど、このように思います。

以上です。

○松田委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 それでは、他に意見がないようですので、これから討論を行います。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松田委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

まずは本件を採択とすべきものとするかお諮りをいたします。

陳情第12号 「悪臭をなくすこと」に関する陳情書について、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松田委員長 続きまして、陳情第12号 「悪臭をなくすこと」に関する陳情書について、不採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松田委員長 賛成過半数と認めます。

よって、陳情第12号は不採択とすべきものとするに決しました。

以上で、陳情第12号の審査を終了といたします。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時31分

○松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

○松田委員長 それでは、次第4その他に入ります。委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○松田委員長 事務局から何かありますか。

○室井議会事務局書記（事務連絡。）

○松田委員長 それでは、次第4その他を終了いたします。



◎閉会の宣告

○松田委員長 以上で今定例会における委員会の議事日程は全て終了をいたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時33分